

製品安全データシート (MSDS)

作成・改訂: 2010年12月27日

1. 化学物質等及び会社情報

化学物質等の名称 : **バーレルバック 46T**
会社名 : 松村石油株式会社
住所 : 神戸市兵庫区明和通2丁目2番31号
担当部門 : 技術部 技術課
電話番号 : 078(671)2933
FAX 番号 : 078(652)2629
緊急連絡先 : 技術部・技術課 電話番号 078(671)2933
受付時間 : 月曜日～金曜日 9:00～17:30
メールアドレス : tech@matsumura-oil.co.jp
推奨用途及び使用上の制限 : 真空ポンプ油
整理番号 : V0081

2. 危険有害性の要約

特有の危険有害性:

この商品は、記載の法令に該当しますので、該当する法令の内容を確認し取扱って下さい。
危険物第4類第4石油類(消防法、危険物)

GHS分類:

急性毒性(吸入: 粉塵・ミスト) : 区分4
皮膚腐食性/刺激性 : 区分3
眼に対する重篤な損傷性/刺激性 : 区分2B
生殖細胞変異原性 : 区分2
特定標的臓器/全身毒性(単回暴露) : 区分2(肺)
特定標的臓器/全身毒性(反復暴露) : 区分1(肺)
吸引性呼吸器有害性 : 区分1

GHSラベル要素:

絵表示:



注意喚起語: 危険

危険有害性情報: 吸い込むと有害
軽度の皮膚刺激
眼への刺激
遺伝性疾患のおそれの疑い
臓器の障害のおそれ <影響を受ける臓器: 肺>
長期にわたるまたは反復暴露による臓器の障害 <影響を受ける臓器: 肺>
飲み込んで気道に侵入すると生命に危険のおそれ

注意書き: 【予防策】

使用前に取扱説明書を入力すること。
すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
指定された個人用保護具を使用すること。
屋外又は換気の良い区域でのみ使用し、ミスト、蒸気の吸入を避けること。

この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。
取扱い後はよく手を洗うこと。

【対応】

飲み込んだ場合、直ちに医師に連絡すること。無理して吐かせないこと。
吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用している場合に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
眼の刺激が続く場合は、医師の診断／手当てを受けること。
皮膚刺激が生じた場合、医師の診断／手当てを受けること。
暴露又は暴露の懸念がある場合：医師の診断／手当てを受けること。
気分が悪い時は、医師の診断／手当てを受けること。
取り扱った後、手を洗うこと。

【廃棄】

内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること（不明な場合は購入先に相談の上処理すること）。

3. 組成、成分情報

単一製品・混合物の区別	: 単一製品
化学名又は一般名	: 石油系炭化水素
成分及び含有量	: 基油 100%
化学特性（化学式）	: 特定できない
官報公示整理番号（化審法、安衛法）	: 企業秘密なので記載できない
CAS番号	: 企業秘密なので記載できない
危険有害成分：	
労働安全衛生法（通知対象物）	: 第57条の2 通知対象物 政令番号 第168号 鉱油 90～100%
化学物質管理促進法（PRTR法）	: 対象物質ではない
毒物劇物取締法	: 対象物質ではない

4. 応急措置

吸入した場合	: 新鮮な空気のある場所に移す。身体を毛布などで覆い、保温して安静に保ち、必要なら医師の手当てを受ける。
皮膚（又は髪）に付着した場合	: 水と石鹼で付着した部分を洗う。
眼に入った場合	: 清浄な水で最低15分間洗浄した後、眼科医の手当てを受ける。
飲み込んだ場合	: 無理に吐かせないで、医師の手当てを受ける。口の中が汚染されている場合には、水で十分に洗うこと。
最も重要な徴候及び症状に関する簡潔な情報	: 1) 飲み込むと灼熱感、腹痛、めまい、し眠、頭痛、吐き気。 2) 眼に入ると炎症を起こす可能性がある。 3) 皮膚に触れると炎症を起こす可能性がある。 4) ミストを吸入すると気分が悪くなることもある。
応急措置をする者の保護	: 救助者は、状況に応じて適切な保護具を着用する。
医師に対する特別注意事項	: 現在のところ有用な情報なし

5. 火災時の措置

消火剤：	: 1) 霧状の強化液、泡、粉末又は炭酸ガス消火剤が有効である。 2) 初期の火災には、粉末、炭酸ガス消火剤を用いる。 3) 大規模火災の際には、泡消火剤を用いて空気を遮断することが有効である。
使ってはならない消火剤	: 棒状の水を用いてはならない。火災を拡大し危険な場合がある。
火災時の特定危険有害性	: 現在のところ有用な情報なし
特定の消火方法	: 1) 火元への燃焼源を断つ。

- 2) 周囲の設備などに散水して冷却する。
3) 火災発生場所の周辺に関係者以外の立ち入りを禁止する。
消火を行う者の保護 : 消火作業の際には、風上から行き必ず保護具を着用する。

6. 漏出時の措置

- 人体に対する注意事項 : 作業の際には必ず保護具を着用する。
環境に対する注意事項 : 1) 漏出した油が河川、下水道等に排出され、環境への影響を起こさない様に注意する。
2) 海上の場合、薬剤を用いる場合には運輸省令で定める技術上の基準に適合したもので無ければならない。
除去方法 : 1) 周囲の着火源を取り除く。
2) 少量の場合は、土砂、ウエス等で吸着させて空容器に回収し、その後を完全にウエス等で拭き取る。
3) 大量の場合は、漏洩した場所の周辺にロープを張るなどして人の立ち入りを禁止する。漏洩した液は土砂などでその流れを止め、安全な場所に導いた後、出来るだけ空容器に回収する。
4) 海上の場合、オイルフェンスを展開して拡散を防止し、吸着マット等で吸取る。薬剤を用いる場合には運輸省令で定める技術上の基準に適合したもので無ければならない。
二次災害の防止策 : 1) 漏洩時は事故の未然防止及び拡大防止を図る目的で、速やかに関係機関に通報する。
2) 付近の着火源となるものを速やかに除くとともに消火剤を準備する。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

- 技術的対策 : 1) 指定数量以上の量を取扱う場合には、法で定められた基準に満足する製造所、貯蔵所、取扱所で行う。
2) 炎、火花または高温体との接触を避けるとともに、みだりに蒸気を発散させないこと。
3) 静電気対策を行い、作業着、靴等も導電性の物を使用する。
4) 危険物が残存している機械設備などを修理、又は加工する場合は、安全な場所において危険物を完全に除去してから行うこと。
5) 皮膚に触れたり、目に入る可能性のある場合には保護具を着用する。
6) 容器から取り出す時は、ポンプなどを使用すること。細管を用いて口で吸い上げてはならない。
7) 飲まないで下さい。
8) ミストが発生する場合、呼吸器具等を使用してミストを吸入しないで下さい。
9) 容器は、必ず密閉すること。

注意事項 : 製品から発生した蒸気は空気より重いので滞留しやすい。そのため換気および火気などへの注意が必要である。

安全取扱い注意事項 : 1) 常温で取扱うものとし、その際、水分、夾雑物の混入に注意すること。
2) ハロゲン類、強酸類、アルカリ類、酸化性物質と接触しないよう注意する。

保管

適切な保管条件 : 1) 直射日光を避け、換気の良い場所に保管する。
2) 危険物の表示をして保管する。
3) 熱、スパーク、火災並びに静電気蓄積を避ける。

適切な技術的対策 : 保管場所で使用する電気器具は、防爆構造とし、器具類は接地する。

注意事項 : ハロゲン類、強酸類、アルカリ類、酸化性物質との接触並びに同一場所での保管を避ける。

- 安全な容器包装材料 : 1) 空容器に圧力をかけないで下さい。圧力をかけると破裂することがあります。
2) 容器は溶接、加熱、穴あけあるいは切断をしないで下さい。爆発を伴って残留物が発火することがあります。

8. 暴露防止及び保護措置

- 設備対策 : ミストが発生する場合は発生源の密閉化、または排気装置を設ける。取扱場所の近辺に、洗眼及び身体洗浄のための設備を設ける。
- 管理濃度 : 規定なし
- 許容濃度 : 日本産業衛生学会 (2006 年度版) : 3 mg/m^3 (鉱油ミストとして)
ACGIH (2004 年度版) :
時間荷重平均 TWA 5 mg/m^3 (鉱油ミストとして)
- 保護具 :
- 呼吸器の保護具 : 通常必要ないが、必要に応じて防毒マスク (有機ガス用) を着用する。
- 手の保護具 : 長期間または繰り返し接触する場合には耐油性のものを着用する。
- 目の保護具 : 飛沫が飛ぶ場合には普通型眼鏡を着用する。
- 皮膚及び身体の保護具 : 長期間にわたり取扱う場合または濡れる場合には耐油性の長袖作業服等を着用する。
- 適切な衛生対策 : 濡れた衣服は直ちに脱ぎ、完全に清浄にしてから再使用する。

9. 物理的及び化学的性質

- 物理的状态
- 形状 : 液体
- 色 : 淡黄色透明
- 臭い : 臭気なし
- 物理的状态が変化する特定の温度/温度範囲
- 平均沸点 : データなし
- 分解温度 : データなし
- 引火点 : 210°C 以上 (COC)
- 発火点 : データなし
- 爆発特性
- 爆発限界 : 下限 : データなし 上限 : データなし
- 蒸気圧 : 0.5 Pa (25°C)
- 蒸気密度 : データなし
- 密度 : 約 0.880 g/cm^3 (15°C)
- 溶解性
- 水に対する溶解性 : 不溶
- オクタノール/水分配係数 : データなし
- その他のデータ
- 揮発性 : なし
- 動粘度 : $45.8 \text{ mm}^2/\text{s}$ (40°C)
- 初留点 : データなし
- 流動点 : -12.5°C

10. 安定性及び反応性

- 化学安定性 : 通常の条件では安定。
- 危険有害反応性の可能性 : 強酸化剤との接触を避ける。
- 避けるべき条件 : ハロゲン類、強酸類、アルカリ類、酸化性物質と接触しないよう注意する。
- 混触危険物質 : 強酸化剤等
- 危険有害な分解性生物 : 燃焼の際は、煙、一酸化炭素、亜硫酸ガス等が生成される。

1 1. 有害性情報

急性毒性	: 経口 ラット L D50 5000mg/kg 以上 経皮 ラット L D50 5000mg/kg 以上 吸入（ミスト）ラット L D50=2.18mg/L
皮膚腐食性／刺激性	: ウサギを用いた試験により、軽度の刺激性と記述されている報告がある。
眼に対する重篤な損傷性／刺激性	: ウサギを用いた試験により、軽度の刺激性と記述されている報告がある。
呼吸器感作性	: データなし
皮膚感作性	: モルモットを用いた OECD Guideline 406 に準拠した複数の試験（maximization test を含む）において、いづれも感作性なしとの結果が得られている。
生殖細胞変異原性	: ラットを用いた細胞遺伝学的試験[染色体異常試験]（体細胞 in vivo 変異原性試験）における異常細胞が増加した。職業暴露を受けたヒトの抹消血リンパ球で染色体異常の頻度増加が観察された。 生殖細胞 in vivo 遺伝毒性試験について有用な情報なし。
発がん性	: 基油：O S H A による評価：「使用されている基油は、高度精製基油であり、I A R C ではグループ 3 に分類（ヒトに対して発ガン性について分類できない）」 E U による評価：「使用されている基油は、発ガン性物質としての分類は適用される必要はない」
生殖毒性	: データなし
特定標的臓器／全身毒性(単回暴露)	: ラットに吸入暴露した試験により、肺に肉眼的、病理組織的な急性変化（詳細不明）が用量依存的(1.51～5.05mg/L)に見られたとの記述がある。
特定標的臓器／全身毒性(反復暴露)	: 長年にわたり鉱油、あるいはそのミストの暴露を受けたヒトで肺線維症、脂肪肺炎、肺の脂肪肉芽腫が報告されている。
吸引性呼吸器有害性	: ヒトの鉱油の摂取により肺への吸引を起こし、その結果油性肺炎または化学性肺炎をもたらすとの報告がある。
その他	: 1) 飲み込むと下痢、嘔吐する可能性がある。 2) 目に入ると炎症を起こす可能性がある。 3) 皮膚に触れると炎症を起こす可能性がある。 4) ミストを吸入すると気分が悪くなることがある。 5) 水と反応して有毒なガスを発生する等の情報は現在のところ有用な情報なし。

1 2. 環境影響情報

生体毒性	: 現在のところ有用な情報なし
残留性・分解性	: 現在のところ有用な情報なし
生体蓄積性	: 現在のところ有用な情報なし
土壌中の移動性	: 現在のところ有用な情報なし

1 3. 廃棄上の注意

- 1) 事業者は産業廃棄物を自ら処理するか、又は知事等の許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。
- 2) 投棄禁止
- 3) 埋立処分を行う場合には、あらかじめ焼却装置を用いて焼却し、その燃えがらについて、総理府（廃棄物の処理及び清掃に関する法律：金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める総理府令）で定めた基準以下であることを確認しなければならない。
- 4) 燃焼する場合は、安全な場所で、かつ、燃焼又は爆発によって他に危害又は損害を及ぼす恐れのない

い方法で行うとともに、見張り人をつけること。

14. 輸送上の注意

国内規制

陸上 : 消防法 危険物(第4類第4石油類)(非水溶性)(危険等級Ⅲ)
容器 : 危険物の規制に関する規則別表第3の2
金属製ドラム(200L)、金属製容器(18L)等
容器表示 : 1) 危険物の品名 第4石油類、危険等級Ⅲ、真空ポンプ油
2) (数量)
3) 火気厳禁

海上 : 船舶安全法 非危険物 個別運送およびばら積み運送に於いて

航空 : 航空法 非危険物

国連分類 : 国連の分類基準に該当せず。

国連番号 : 該当なし。

追加の規制 : 現在のところ有用な情報なし

輸送の特定の安全対策及び条件

- 1) 「火気注意」
- 2) 容器が著しく摩擦または動揺を起こさないように運搬する。
- 3) 指定数量以上の危険物を車両で運搬する場合は、自治省令で定めるところにより、当該車両に標識を掲げる。また、この場合、当該危険物に該当する消火設備を備える。運搬時の積み重ね高さは3m以下とする。
- 4) 第1類及び第6類の危険物及び高压ガスと混載しない。

15. 適用法令

消防法 : 危険物第4類第4石油類(非水溶性、危険等級Ⅲ)

労働安全衛生法 : 通知対象物

海洋汚染防止法 : 油分排出規制(原則禁止)

下水道法 : 鉱油類排出規制(5mg/L)

水質汚濁防止法 : 油分排出規制(5mg/L 許容限度) ノルマルヘキサン抽出分として検出される。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 : 産業廃棄物規制(施行令第六条: 拡散、流出の禁止)

16. その他の情報

製品安全データシートは、危険有害な化学製品について、安全な取扱いを確保するための参考情報として、取り扱う事業者提供されるものです。

取り扱う事業者は、これを参考として、自らの責任において、個々の取扱い等の実態に応じた適切な処置を講ずることが必要であることを理解した上で、活用されるようお願いします。

従って、本データシートそのものは、安全の保証書ではありません。